

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区備後町1丁目5番2号 (対称事業所: 官津市宇田井小字岩本58番地 天橋立官津ロイヤルホテル)		平成23年2月8日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 大和リゾート株式会社 代表取締役社長 申田 誠治 電話06-6229-7217					
主たる業種	ホテル業	細分類番号	7 5 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度比で平成25年度の温室効果ガス排出量原単位を8%以上削減する。						
計画を推進するための体制	執行役員事業推進部長を本部長とする環境改善行動推進会議において平成22年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,345.9 トン	3,298.5 トン	3,106.3 トン	2,985.5 トン	-6.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,345.9 トン	3,298.5 トン	3,106.3 トン	2,985.5 トン	-6.5 パーセント	
	目標の根拠	H24年度空調熱源改修工事(重油燃料から電気駆動ヒートポンプ式に転換)実施予定。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	ホテル	事業活動に伴う排出の量(利用客数×1/1000)	21.38	20.70	19.50	18.70	-8.26 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		利用客数を毎年2%の増加と見込むが、総エネルギー使用量については空調熱源機器の更新、高効率照明の採用により削減を目指す。				
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	0.0 パーセント	94.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調設備、給湯設備のオーバーホール実施により運転効率回復を図る。					
	(24)年度	空調熱源装置、重油焚吸収式冷温水発生機300Rtをヒートポンプチラー-300Rtに更新する。					
	(25)年度	照明器具を高効率型に更新し消費電力を削減する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	徒歩圏内の従業員を除き自家用車以外に通勤手段なし。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ホテルにて使用するトイレットペーパー、コピー用紙には積極的にリサイクル紙を採用している。						
特記事項	平成21年5月までコージェネ発電機が稼働しており、現在と施設運用状況が大きく異なるため、平成22年度を基準年度とすることが妥当と判断した。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。